

Client Alert

10 April 2017

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先



穂高 弥生子
パートナー
03 6271 9461
Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com



ジョー・ダニエルズ
パートナー (ヤンゴン)
+95 1 255056 # 8857
Jo.Daniels@bakermckenzie.com

ミャンマー「投資促進業種」リストの公表

ミャンマー投資法規則最終版

2017年3月30日付で、ミャンマー計画財務省は、2017年第35号告示を公表した。これは、2016年ミャンマー投資法に基づくミャンマー投資法規則の最終版となるものである。投資法規則のコンサルテーション草案に対する解説についてはすでに発行している[こちら](#)のクライアントアラートを参照されたい。

草案からの変更点は、その大部分が先の草案の言い換えまたはワーディングの修正にすぎないが、

- 投資申請に対する許可を与えるか否かの判断基準となる、関連するビジネスの経験及び識見を有しているかどうか、財務的なコミットメントをしているかどうか、ビジネス上一定の評価を得ている良識ある企業であるかどうか、については、投資企業のみならず、投資企業の役員、関連会社、関連会社の役員、投資企業に支配を及ぼす者、投資企業により支配される者等を含めて判断されることとなった。
- MIC承認（エンドースメント）を取得するためのタイムラインに関しては、申請の受理後MIC承認を付与するかどうかの判断期間を60営業日から30営業日に短縮し、判断した日から10営業日以内に承認を発行するものとした。

など、実質的な変更点もいくつかある。この他、注意すべき実質的な変更点については[こちら](#)を参照されたい。

投資促進業種

3月2日付のクライアントアラート「[「ミャンマー投資法に基づく『ゾーン』の指定](#)」で述べたとおり、新投資法では、同法75条(a)に基づきミャンマー投資委員会が指定する「ゾーン」区分のいずれに投資するかによって、法人税の免除を受けられるか、また受けられる期間が異なる。すなわち、もっとも開発が遅れたゾーン1への投資の場合は最大7年間、中程度に開発されたゾーン2に対する投資の場合は最大5年間、もっとも開発の進んだゾーン3に対する投資の場合は最大3年間である。

しかしながら、新投資法下で法人税の免除措置を受けられるかは、投資対象地域のゾーン区分のほか、投資法75条(c)に基づき、当該投資が、ミャンマー投資委員会が「投資促進業種」と認める業種に該当するかどうかにも依ることとなる。

この点に関し、2017年4月1日、ミャンマー投資委員会は2017年第13号告示により投資促進業種のリストを公表した。このリストは膨大であり、本アラートで詳細を述べることはできないが、投資促進業種の概括的なカテゴリーは下記のとおりである。



- 農業及び関連サービス（タバコの栽培及び生産を除く）
- 森林のプランテーション（植林）及び保護管理
- 家畜の生産、魚介の繁殖・生産、及びこれらの関連サービス
- 製造業（タバコ、リカー、ビールその他健康に有害な物品の製造を除く）
- 工業地域（industrial zone）の開発・建設
- 新規の市街地（urban areas）の開発・建設
- 市街地開発
- 道路、橋梁及び鉄道の建設
- 海港、河川港、ドライポートの建設
- 空港の管理、運営及び維持
- 飛行機の保守整備
- 配達・運送サービス
- 発電、送電、配電
- 再生可能エネルギー
- 電気通信
- 教育
- 健康関連サービス
- 教育情報技術（IT）サービス
- 情報技術（IT）サービス
- ホテル業及び旅行業
- 科学、研究開発

全ての投資促進業種が記載されたリストについては [DICA のウェブサイト](#) を参照されたい。